

### 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	松山城山索道運行等業務委託														
履行場所	松山城山索道施設														
委託の内容	<p>松山城山索道（ロープウェイ・リフト）の運行及び乗客の誘導等を行うとともに、機器の点検等の管理を行い、索道施設の安全確保を図る。</p> <p>(1) 索道運転・点検整備業務  (2) リフト誘導・補助等業務  (3) ロープウェイ誘導・乗務等業務  (4) その他の業務</p>														
履行期間	令和	5	年	4	月	1	日	～	令和	10	年	3	月	31	日
契約年月日	令和	5	年	1	月	31	日								
契約金額	612,000,000		円	※単価契約の場合の単価											
契約の相手方	住所	愛媛県西条市西之川下谷甲81													
	名称	石鎚登山ロープウェイ株式会社													
選定理由	<p>索道（ロープウェイ・リフト）の運行にあたっては、鉄道事業法施行規則第58条の5、7項により、同種類・同方式の索道の維持及び管理に関する技術上の業務の経験を要する技術者を配置することが規定されている。</p> <p>当業務の発注にあたり、西日本地域の索道事業者に意向確認のヒアリングを行ったところ、人材不足等の理由により、受託の意向を示した事業者は、石鎚登山ロープウェイ株式会社のみであった。</p> <p>よって、本業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、石鎚登山ロープウェイ株式会社と随意契約を行い、円滑な業務の遂行を図るものである。</p>														
契約担当課	観光・国際交流課														
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号														

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。